

IEEE 802.11be に関して

令和5年12月22日、総務省令第九十五号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」が公布、同日より施行されました。本改正により、6GHz帯へ802.11beに準拠する**320MHz**の占有周波数帯幅が追加され、認証カテゴリ（「端末間通信機能」を有するもの）が新設されました。

| 証明規則 | 省令記号 | 認証カテゴリ名称 | 備考 |
|------------|------|---|-----------------------------|
| 第2条第1項第79号 | YR | 6GHz帯小電力データ通信システム（VLP） | 更新 *320MHz対応 |
| 第2条第1項第80号 | ZR | 6GHz帯小電力データ通信システム（LPI） ※第81号に掲げるものを除く | 更新 *320MHz対応 |
| 第2条第1項第81号 | WR | 6GHz帯小電力データ通信システム（LPI） （「端末間通信機能」を有するもの） | 新設 *第80号との差分は 端末間通信機能の有無 |

また、本改正では以下の経過処置が設けられております。

この省令の施行の際現に受けている第二条による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号及び第四号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

令和5年12月22日から認証受付及び認証試験が可能となります。

認証及び試験のお申し込みや、技術基準の詳細については下記へお問い合わせください。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部まで

078-940-0377（代表） / 078-940-0378（FAX）

E-mail：sch_rf@dspir.co.jp